

## 実質化された人・農地プラン

|      |                |            |          |
|------|----------------|------------|----------|
| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名)  | 作成年月日      | 直近の更新年月日 |
| 郡山市  | 三穂田町八幡地区(八幡集落) | 平成29年3月16日 | 令和4年2月1日 |

## 1 対象地区の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積                            | 72.6 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 53.3 ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計            | 15.1 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 11.8 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 0.5 ha  |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 42.4 ha |
| (備考)                                 |         |

## 2 対象地区の課題

現状、地区内の農地は、70才以上で後継者未定の農地が11.8ha、後継者不明の農地が0.5haであり、現状後継者未定及び不明の農地については中心経営体が引き受け可能だが、今後地域の高齢化が見込まれることから新たな担い手の確保が必要である。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

八幡地区の農地は中心経営体である認定農業者7経営体及び基本構想到達者1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

## 中心経営体

| 属性 | 農業者<br>(氏名・名称) | 現状   |          | 今後の農地の引受けの意向 |          |         |
|----|----------------|------|----------|--------------|----------|---------|
|    |                | 経営作目 | 経営面積     | 経営作目         | 経営面積     | 農業を営む範囲 |
| 計  | 8 経営体          | 水稻ほか | 13.48 ha | 水稻ほか         | 56.38 ha |         |

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・地域農業全体について  
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、八幡地域において、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。  
なお、農業用機械、施設導入及び更新の際には補助事業等を活用する。

・農地中間管理機構の活用について  
地区内の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸付けを行うこととし、将来的には中心経営体への農地集積を目指していく。